

## 残留性有機汚染物質（POPs）対策検討会設置要綱

## 1. 目的

POPs（Persistent Organic Pollutants：残留性有機汚染物質）については、地球規模の汚染を防止するため、平成13年5月にストックホルム条約（POPs条約）が採択された。POPs条約は、環境中での残留性が高い12種類のPOPs（アルドリン、クロルデン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、DDT、ヘキサクロロベンゼン、PCB、マイレックス、トキサフェン、ダイオキシン、ジベンゾフラン）に関し、国際的に協調して製造・使用の禁止、排出の削減、適正処理などの対策を行うことを義務付けており、我が国としても条約の早期締結及び適切な履行の確保に向けた国内体制の整備・充実が重要な課題となっている。

このため、我が国の本条約に対応した諸対策を進めるべく、環境省内の関係部局の協力を得つつ、環境保健部長の私的諮問機関として、残留性有機汚染物質（POPs）対策検討会を設置する。

## 2. 検討内容

## (1) POPsに係る現状及び対策の進捗状況の総合評価（注1）

汚染（我が国以外の地域の汚染を含む）の状況

廃化学品・廃農薬に係る現存量等把握及び無害化処理技術の開発状況

非意図的生成物質に係る排出インベントリーの整備状況、非意図的生成物質の排出削減対策など

## (2) 国内実施計画

## (3) POPsのスクリーニング基準（条約附属書D）の明確化（注2）

## (4) POPsに関する国際協力など

注1）関係部局が設置するPOPsに関連した検討会の成果等に基づき助言を行う。

注2）将来的な課題として、本条約対象POPsの追加に関する条約事務局への提案（条約第8条1関連）、条約事務局が作成するリスクプロフィールに対する技術的意見（条約第8条6関連）などの検討が想定される。

## 3. 組織等

(1) 環境保健部長が参集する検討員をもって構成する。

(2) 検討会に座長を置き、検討員の互選によりこれを定める。座長は検討会の会務を総理する。

(3) 検討会の座長に事故があるとき等は、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。

- ( 4 ) 庶務は、環境省環境保健部環境安全課が、省内関係部局の協力を得て処理する。この場合、当該事務を担当する幹事、書記及び調査員を置くこととし、別途環境保健部長が指名するものとする。

#### 4 . その他

本検討会は原則公開とする。議事要旨は検討員確認の後、公開とする。また、資料は原則として公開することとし、具体的には資料の内容に応じて座長が公開・非公開を定める。

